

お客様各位

株式会社トヨタレンタリース福岡

適格請求書発行事業者に関する弊社登録番号のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定です。この度、弊社の登録申請手続きが完了いたしましたので、適格請求書発行事業者登録番号をご案内申し上げます。

適格請求書発行事業者登録番号 T7290001015029

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認いただくことができます。

弊社のインボイス及びその交付方法

- リース契約：令和5年10月以降開始のリース契約分

| お客様の会計処理 | 仕入税額控除のために使用する適格請求書等 |
|----------|----------------------|
| 資産計上 | リース料支払明細書 |
| 費用計上 | (令和5年10月からの新帳票です。) |

- リース契約：令和5年9月以前開始のリース契約分

| お客様の会計処理 | 仕入税額控除のために使用する適格請求書等 |
|----------|-------------------------------------|
| 資産計上 | 計上済みのためインボイス不要 |
| 費用計上 | 「リース契約書+通帳、口座振替依頼書等」+ 当案内 ※1 |

※1：平成31年（令和元年）10月の消費税増税時に増税対象とご案内した契約の消費税率は10%です。
またご案内時に送付しました「請求予定表」の保存が必要です。

- リース契約以外：既存の請求書

※レンタカーについては、締請求書または「貸渡料金精算明細書(兼ご請求書)」になります。

※2023年3月末の関係法令等に基づき作成しており、改正等により変更されることがあります。
弊社のインボイス制度運用について、ご質問等がございましたら、下記にご連絡いただきますよう、
お願い申し上げます。

敬 具

インボイスに関する問い合わせ先

弊社リース営業担当者 または

電話番号：092-461-0100 業務課 森・佐々木まで